

船橋市生活・介護支援サポーター事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、船橋市生活・介護支援サポーター事業実施要綱（以下「要綱」という。）第16条の規定により、事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（要綱第5条第1号で定めるサービス）

第2条 要綱第5条第1号で定める高齢者支援を目的とする介護保険を補完する家事援助を中心としたサービスとは、専門知識を有しないのでできる下記の軽易な援助をいう。

- (1) 散歩の付き添い等の外出時の援助
- (2) 食事・食材の確保
- (3) 洗濯物の搬出入、食器洗い、ゴミ出し等の軽易な家事援助
- (4) 家周りの手入れ、家屋内の整理・整頓・清掃
- (5) 手紙の代筆、手紙の投函、手紙等の整理
- (6) 朗読、話し相手
- (7) その他可能な援助活動

（要綱第5条第2号で定めるサービス）

第3条 要綱第5条第2号で定める介護従事者の業務を補助する環境整備としてのサービスとは、要綱第5条第2号に挙げるもののほか、専門知識を有しないのでできる下記の軽易な援助をいう。

- (1) お茶出し
- (2) 高齢者の話し相手
- (3) その他可能な援助活動

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。